破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第３３号
岡山県倉敷市真備町箭田1146番地２、申立時の住所岡山県倉敷市中島33番地44
破産者　間庭　辰也
1　主文　当裁判所が平成24年３月21日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「岡山県倉敷市中島33番地44」とあるのを、「岡山県倉敷市真備町箭田1146番地２、申立時の住所岡山県倉敷市中島33番地44」と更正する。
2　決定年月日　平成24年４月16日
岡山地方裁判所倉敷支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第７５号
山口県岩国市御庄３丁目118番地の６
破産者　有限会社サクセス
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１８６号
札幌市西区八軒７条西５丁目１番３号
破産者　西山　明美
1　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
2　一般調査期日　平成24年５月15日午後１時30分
平成24年４月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９３９号
大阪市西区新町３丁目９番20号403
破産者　原口三和子
1　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
2　一般調査期日　平成24年７月12日午後３時30分
平成24年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８５号
神戸市北区泉台２丁目２番地の１　２―601号
破産者　森川　伸也
1　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
2　一般調査期日　平成24年６月20日午後１時30分
平成24年４月18日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７８号
神戸市兵庫区松本通５丁目３番16号、従前の住所神戸市長田区一里山町１番７―403号
破産者　松浦　誠
1　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
2　一般調査期日　平成24年７月12日午後１時30分
平成24年４月17日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６７号
札幌市白石区本通４丁目北１番23号　佐藤ビル408号
破産者　木村　正嘉
1　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
2　一般調査期日　平成24年６月５日午後４時30分
平成24年４月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町64番地
破産者　渡邊　雄一
1　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
2　一般調査期日　平成24年７月11日午前10時30分
平成24年４月18日　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６０２号
埼玉県坂戸市芦山町５番17号
破産者　岡山ニット東京販売有限会社
1　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
2　一般調査期日　平成24年６月27日午前11時10分
平成24年４月18日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６０３号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目６番201号、開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目７番７号
破産者　市岡　哲男
1　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
2　一般調査期日　平成24年６月27日午前11時10分
平成24年４月18日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８８０号
埼玉県狭山市狭山台２―27―５　コーポしげり205号室、住民票上の住所埼玉県川越市大字今福323番地23
破産者　上山　政江
1　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
2　一般調査期日　平成24年６月27日午前10時50分
平成24年４月18日
さいたま地方裁判所川越支部

最後配当に関する除斥期間

平成１５年（フ）第６１５号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠156番地２
破産者　株式会社増田組
除斥期間　平成24年５月７日まで
平成24年４月16日　山形地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第５０３７号
大阪市西区北堀江１丁目１番23号
破産者　株式会社昌起
1　期日　平成24年５月23日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４号
和歌山県御坊市湯川町財部474―202、住民票上の住所和歌山県御坊市塩屋町南塩屋163番地４
破産者　若林　一幸
1　期日　平成24年６月21日午後１時20分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年４月19日
和歌山地方裁判所御坊支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２５４号
宮崎県都城市太郎坊町6831番地５　太郎坊Ｓハイツ101号、開始決定時の住所山口市大内矢田248番地２
破産者　柴崎　勉
異議申述期間　平成24年５月21日まで
平成24年４月18日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
北海道根室市弥生町１丁目54番地
破産者　下出　栄子
異議申述期間　平成24年６月４日まで
平成24年４月19日　釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第３６号
福岡県田川郡福智町金田839番地４
破産者　有限会社ＮＳ企画
異議申述期間　平成24年６月19日まで
平成24年４月19日　福岡地方裁判所田川支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３４３号
広島市東区戸坂大上４丁目26番９号
破産者　吉田　祥三
免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
平成24年４月18日
広島地方裁判所民事第４部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１１号
東京都昭島市緑町３丁目13番14号
清算株式会社　株式会社丸光ベニヤ
代表清算人　奥隅　薫
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部